

（1）多古町地域公共交通計画策定業務委託について

1. 事業者選定

委託事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により選定を行いました。

（1）募集期間

令和5年3月15日（水）～令和5年4月14日（金）

（2）提案書提出 4社

（3）評価項目

- ・業務理解度
- ・説明内容
- ・調査
- ・課題の整理
- ・独創性
- ・作業スケジュール
- ・プレゼンテーション
- ・業務実績
- ・価格

（4）審査概要

- ・書面審査

事務局において、提案のあった4社の業務実績等により、参加資格があることを確認しました。

- ・プレゼンテーション 令和5年4月24日（於：多古町役場大会議室）

- ・審査委員会

令和5年4月24日に多古町地域公共交通計画策定支援業務委託者選定審査委員会（委員8名 委員長：副町長、学識経験者：日本大学特任教授 藤井敬宏氏、関係課長及び係長）を開催し審査を行いました。

（5）審査結果

株式会社ケー・シー・エス千葉事務所が選定されました。

2. 業務内容

別添資料2 多古町地域公共交通計画策定支援業務 策定の進め方のおり

（2）中学生の通学におけるデマンドタクシーを活用した実証運行について

1. これまでの経緯

循環バス廃止による新たな公共交通のあり方について検討するため、通学手段の選択肢が減ってしまった中学生を対象に、令和5年1月6日より久賀地区の中学生を対象にしたデマンドタクシーを活用した実証運行を開始しました。また利用実績等を鑑み令和5年4月以降も引き続き実証運行を行うこととし、併せて旧多古第二小学区（喜多大原・喜多井野・飯笹・間倉・一畝田地区）旧多古第三小学区（船越・牛尾地区）在住の中学生も対象としました。

2. 現在の状況等（令和5年5月末現在）

(1) 対象者：自転車等自力での通学が困難な中学生（久賀小学区、旧多古第二小学区、旧多古第三小学区在住）で利用者登録をした者

(2) 登録者数：24人（うち、中学3年生 5人、2年生 4人、1年生 15人）

(3) 利用実績：令和5年4月～5月（運行日数：48日）
延べ62人（登校時21人 下校時41人）

※4 ページ 資料2 参照

(4) 輸送態様：多古タクシー有限会社による区域型乗合タクシー

(5) 事業区域：多古町全域

※5 ページ 資料3 参照

3. 令和5年10月1日循環バス常磐・中ルート廃止に伴う実証運行地区拡大について
別紙（資料2）中学生の通学におけるデマンドタクシーを活用した実証運行実績及び利用予測を踏まえ、令和5年10月1日より旧常磐小学区、中村小学区在住の中学生も実証運行対象とします。

4. 地区拡大後の中学生の通学におけるデマンドタクシーを活用した実証運行の概要

対象者	自転車等自力での通学が困難な中学生（久賀小学区・旧多古第二小学区・旧多古第三小学区、旧常磐小学区、中村小学区在住）で利用者登録をした者 ※登下校のみ利用可
-----	--

開始予定日	令和5年10月1日
運行日	月曜～土曜（ただし祝日、年始を除く）
運行時間	午前7時～午後5時30分 （午前7時～7時30分は中学生のみの利用とする。）
乗降場所	旧循環バス停留所 ～ コミュニティプラザ
予約方法	電話予約：利用希望日の6日前から当日利用希望時間の1時間前 までに予約（当日は下校のみ対応） Web予約：利用希望日の6日前から前日の午後5時まで 予約受付時間：午前7時30分～午後5時 （電話・Web予約共通）
登録料	1,000円/人
運賃	現金利用 400円/1乗車 回数券利用 300円/1乗車 回数券は10枚綴り3,000円（車内で販売）
運行台数	3台（1台につき3名まで乗車可能）

5. 今後のスケジュール

- (1) 対象者への周知：8月下旬、中学校を通じて保護者あて案内文送付
- (2) 登録申請：9月上旬、中学校昼休み時間（2日程度）を利用し、申請受付
- (3) 町民への周知：循環バス常磐・中ルート廃止と併せて、町ホームページ、広報たこ等へ掲載

中学生の通学におけるデマンドタクシーを活用した実証運行実績（令和5年4～5月分）および利用予測

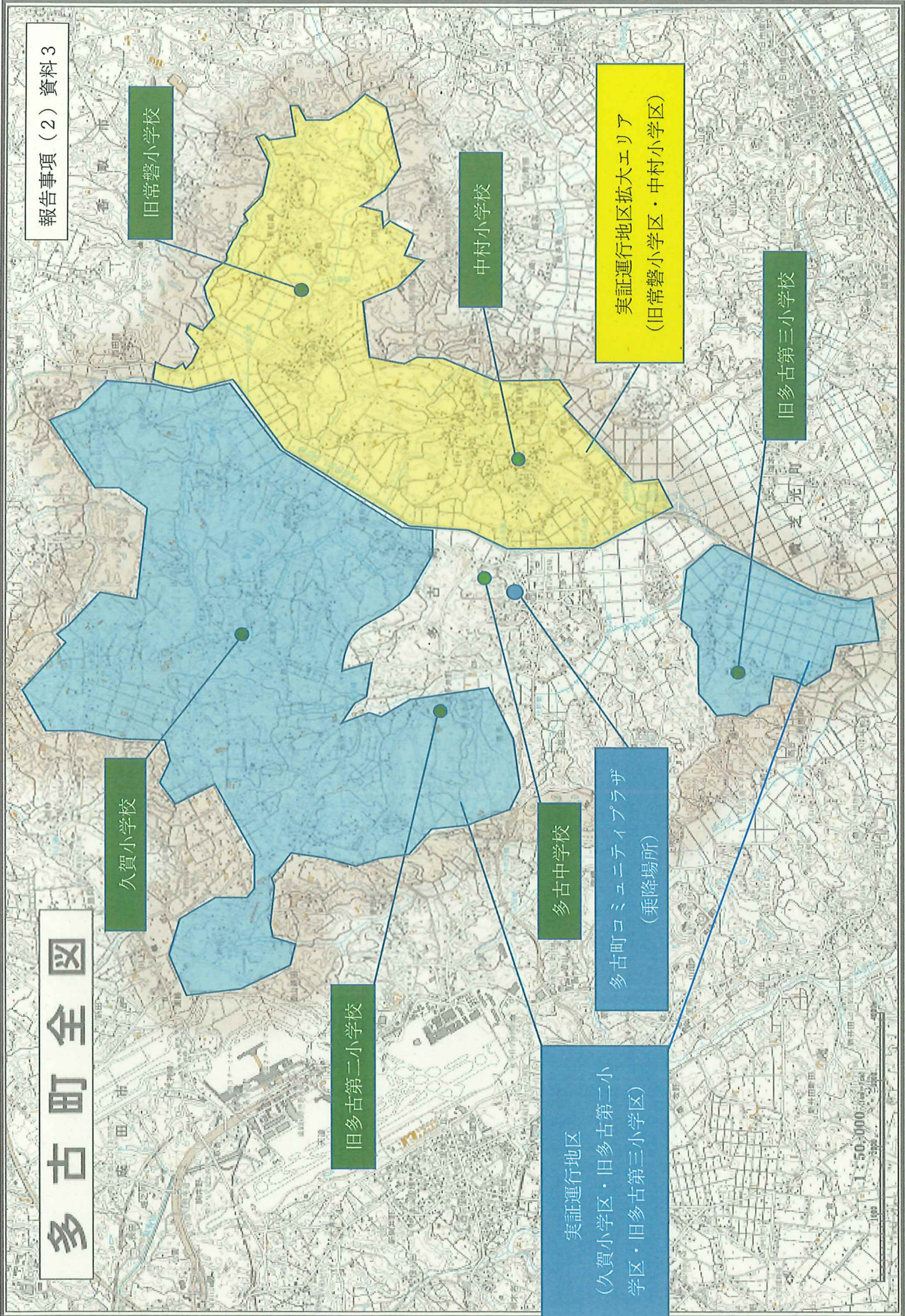
運行日数：48日

	実績				予測			
	久賀小学区	旧第二小学区	旧第三小学区	小計	中村小学区	旧常磐小学区	小計	合計
	生徒数（人）	61	18	11	90	59	33	92
登録者数（人）	15	7	2	24	16	9	25	49
登録率	25%	39%	18%	27%	27%	27%	27%	27%
利用者数（人）	10	2	0	12	8	4	12	24
利用率	67%	29%	0%	50%	50%	50%	50%	50%
登校時のべ利用回数（人）	21	0	0	21	14	8	21	42
下校時のべ利用回数（人）	39	2	0	41	27	15	42	83
登校時平均利用回数（利用者一人/月）	1.05	0.00	0	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88
下校時平均利用回数（利用者一人/月）	1.95	0.50	0	1.71	1.71	1.71	1.71	1.71
登校時平均利用者数（人/日）	0.44	0.00	0	0.44	0.29	0.16	0.45	0.88
下校時平均利用者数（人/日）	0.81	0.04	0	0.85	0.56	0.31	0.87	1.73

(R5.5月末現在)

報告事項(2)資料3

多古町全図

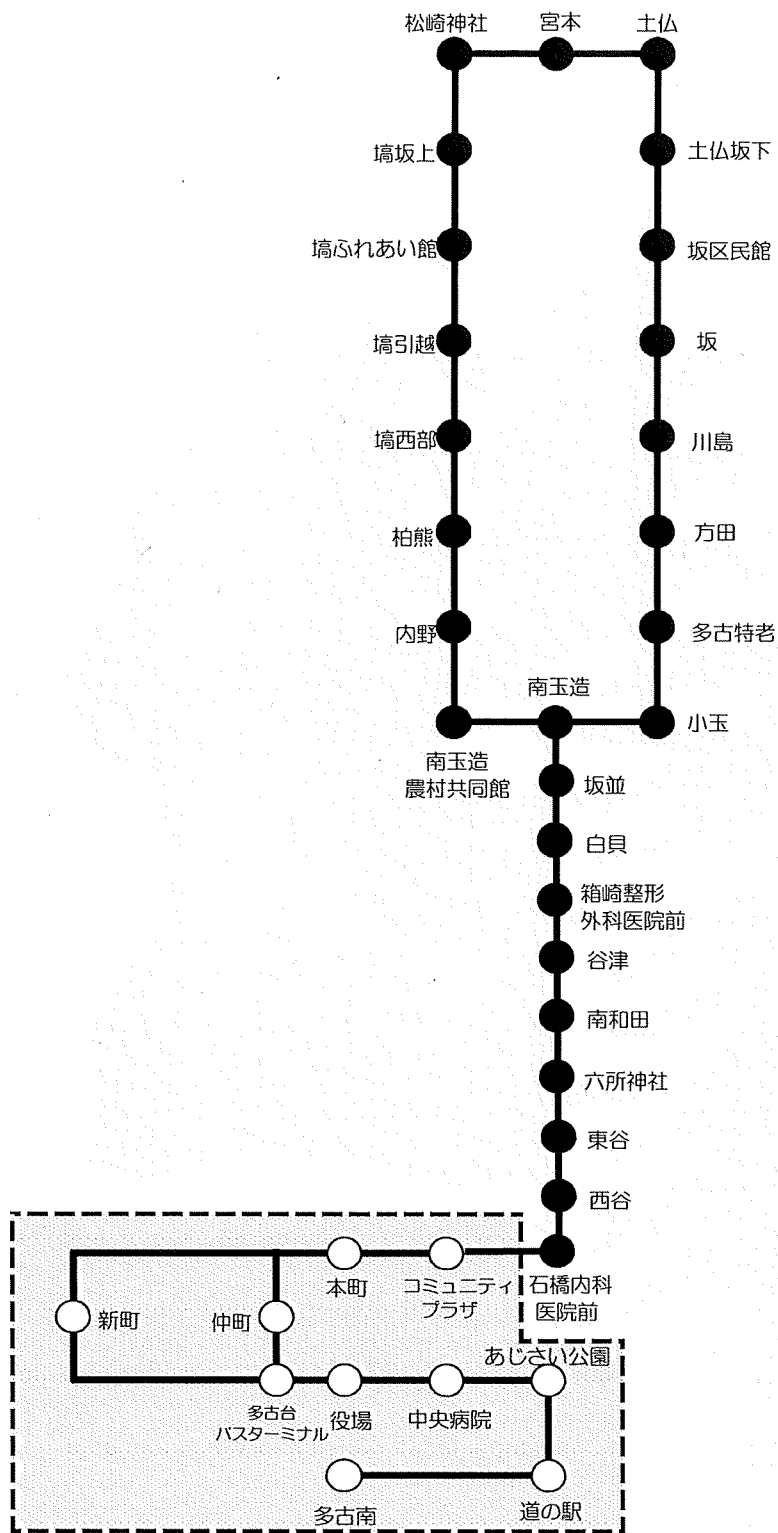


1:50,000

多古町循環バス運行系統略図

報告事項(2)資料4

常磐・中ルート



凡例	
常磐・中ルート	—
バス停留所	●
実証運行範囲外	┌───┐ └───┘

(3) 多古-成田空港間シャトルバス「道の駅多古」バス停の移設について

多古-成田空港間シャトルバスの「道の駅多古」バス停を令和5年6月19日より移設しました。

運行ダイヤ・料金に変更はなく、お車を駐車してのシャトルバスご利用者については、「多古台バスターミナル」バス停・駐車場のご利用をご案内（シャトルバス車内・バス停へ案内掲示・町ホームページに掲載）しています。

記

1. 変更日
令和5年6月19日（月）
2. 移設場所
道の駅多古入口付近(下図参照)

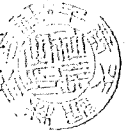
至 香取市方面



2023年6月9日

多古町地域公共交通会議 御中

千葉県成田市花崎町750番地の1
千葉交通株式会社
取締役社長 白土 一道



成田空港～赤池十字路～ジェイフィルム・農園リゾートザファーム線
多古車庫～桜田権現～大栄支所線の再編について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は公共交通運行維持に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社におきましては、昭和の後期以降、急速なモータリゼーションの発達と少子化により路線バスの利用者が減少し、一部の路線は維持が困難な状況となり、国からの補助を受け事業を存続しておりました。しかしながら、同制度は赤字分を全てカバーしうるものではなく、収支改善の見込みがない路線は補助が打ち切られることから、関係自治体様との協議が整った路線は、順次廃止路線代替バスに転換いたしました。標記の2路線につきましても、関係自治体様と廃止路線代替バスの運行契約を締結し、路線を維持してまいりました。このような中、コロナ禍で利用者が減少したことを受け、関係自治体様協力のもと様々な利用促進策を実施いたしましたが、抜本的な収支改善にまでは至っていない状況にあります。

また、現在、バス業界においては深刻な運転士不足に直面しており、さらに令和6年4月には【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）】が変更される予定であり、今後、大幅な事業運営の見直しを余儀なくされております。このような状況は弊社も例外ではなく、今般、全社的に路線廃止を含む再編計画を実施することとなりました。

何卒、これら事情をご賢察いただき、本計画にご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

～計画概要～

1. 成田空港～赤池十字路～ジェイフィルム・農園リゾートザファーム線

(1)実施内容：土曜・日祭日運休便の設定

(2)実施時期：2023(令和5年)年10月1日

(3)要 旨：上記路線は、平日は学生の利用が多く、土曜・日祭日は農園リゾートザファーム来場者の利用があることを踏まえ、土曜・日祭日は、学生利用が僅少となる朝夕のジェイフィルム起終点の4便を運休として、農園リゾートザファーム乗入れ便のみの運行といたします。

(4)事業計画変更後の運行時刻表

	ジェイフィルム発		成田空港 第2ターミナル着
土曜・日祭日運休	06:25	⇒	07:00
土曜・日祭日運休	18:35		19:10

	成田空港 第2ターミナル発		ジェイフィルム着
土曜・日祭日運休	17:35	⇒	18:12
土曜・日祭日運休	19:35		20:12

	農園リゾート ザファーム発		成田空港 第2ターミナル着
全日運行	08:05	⇒	08:44
全日運行	12:11		12:50
全日運行	16:25		17:04

	成田空港 第2ターミナル発		農園リゾート ザファーム着
全日運行	07:05	⇒	07:46
全日運行	08:55		09:36
全日運行	12:55		13:36

2. 多古車庫～桜田権現～大栄支所線

(1)実施内容：土曜・日祭日運休便の設定

(2)実施時期：2023年（令和5年）10月1日

(3)要 旨：上記路線は、平日は学生や一般旅客の利用があるものの、土曜・日祭日については利用全体が僅少であることから、全便を土曜・日祭日運休といたします。

(4)事業計画変更後の運行時刻表

	多古車庫発		大栄支所着
土曜・日祭日運休	06:30	⇒	07:03
土曜・日祭日運休	09:20		09:53
土曜・日祭日運休	12:20		12:53
土曜・日祭日運休	16:00		16:33
土曜・日祭日運休	17:40		18:13

	大栄支所発		多古車庫着
土曜・日祭日運休	07:25	⇒	07:58
土曜・日祭日運休	10:35		11:08
土曜・日祭日運休	13:10		13:43
土曜・日祭日運休	17:05		17:38
土曜・日祭日運休	18:40		19:13

以上

令和5年度多古町地域公共交通会議事業計画

令和5年4月	(公共交通調査事業補助金 交付申請)
	多古町地域公共交通計画策定支援業務 業者選定
5月	(公共交通調査事業補助金 交付決定) 交付決定日 5月12日 決定額 2,500,000円
6月	多古町地域公共交通計画策定支援業務 契約 契約締結日 6月1日 受注者 株式会社ケー・シー・エス千葉事務所 業務委託料 9,306,000円
	第1回地域公共交通会議 〈計画策定支援業務委託契約業者報告、今後の業務について〉
	専門部会 〈町民アンケート調査内容等について〉
7月～10月	多古町地域公共交通計画に係る調査、計画(骨子案)策定
10月	第2回多古町地域公共交通会議 〈多古町地域公共交通計画(骨子案)について〉
10月～12月	多古町地域公共交通計画(素案)の策定
12月	第3回多古町地域公共交通会議 〈多古町地域公共交通計画(素案)の確定について〉
令和6年1月	パブリックコメントの実施
1月～2月	多古町地域公共交通計画(案)の策定
2月～3月	第4回多古町地域公共交通会議 〈多古町地域公共交通計画(案)の確定について〉
	〈令和6年度多古町地域公共交通会議事業計画・予算について〉

○多古町地域公共交通会議設置要綱

(平成 24 年 10 月 10 日告示第 67 号)

改正 平成 28 年 3 月 16 日告示第 27 号 令和 4 年 3 月 31 日告示第 20 号

令和 4 年 11 月 2 日告示第 63 号

(設置)

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、多古町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(事務所)

第 2 条 交通会議の事務所は、千葉県香取郡多古町多古 584 番地多古町役場内に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の作成、評価及び変更に関する事項
- (4) 交通計画の実施に関する事項
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第 4 条 交通会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (4) 町民又は利用者の代表
- (5) 千葉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (7) 香取警察署長又はその指名する者
- (8) 成田土木事務所長又はその指名する者
- (9) 学識経験者その他の町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、町長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 交通会議は原則として公開とする。

7 交通会議の庶務及び財務は、多古町企画政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において協議が調った事項について、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて交通会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、多古町企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、国及び町等の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 交通会議に監査委員を2名置き、会長が指名する者をもって充てる。

2 監査委員は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を書面により会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 13 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第 14 条 委員等が会議等に出席したときには、予算の範囲内で報償を支給することができる。

2 委員等が職務のために旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 15 条 交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 16 日告示第 27 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日告示第 20 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 11 月 2 日告示第 63 号)

(施行期日)

この告示は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。